



# 出産育児一時金支給申請書のご案内と添付書類について

## 1 申請の種類

この申請書で、相模原市国民健康保険加入者が出産育児一時金の支給申請を行う場合は、以下3パターンとなります。

- 1 直接支払制度利用(無し)で、生産又は死産(妊娠12週(85日)以上)の場合
- 2 直接支払制度利用(有り)で、出産育児一時金支給額との差額を受領していない場合
- 3 海外の出産機関で出産した場合

## 2 ご記入の際の注意点

出産年月日欄・・・出産日を記入してください。

申請の種類欄・・・該当する番号に「○」をつけて下さい。

出産機関名・・・出産した医療機関等の名称と所在地を記入してください。

振込指定先欄・・・申請者(世帯主)名義の口座を記入してください。

※ 口座名義人が申請者と異なる場合は、申請者がその口座名義人に支給金額の受領を委任したとみなし、当該口座への振込によって支給が完了します。

申請者欄・・・出産年月日時点の世帯主が申請者となります。

## 3 申請書に添付する書類

出産育児一時金の申請の種類	添付書類
1 生産又は死産(妊娠12週(85日)以上)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 出産費用の領収・明細書(写)</li><li>○ 直接支払制度を利用しない旨の合意文書(写)</li><li>○ 死産証明書又は死胎埋火葬許可証(死産の場合)</li></ul>
2 直接支払制度利用で出産育児一時金の支給額との差額がある場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 出産費用の領収・明細書(写)</li><li>○ 直接支払制度を利用する旨の合意文書(写) ※差額申請案内がある「支給決定通知書」をお持ちの場合、同支給決定通知書(写)だけでも可。</li></ul>
3 海外の出産機関等での出産の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 海外出産機関の出生証明書(写)と同証明書の日本語翻訳文(翻訳者の氏名・住所の記載あり)のセット</li><li>○ 出産時の滞在国が確認できるもの(パスポート、航空券、出入(帰)国記録等)</li><li>○ 出産機関に対する調査に関わる同意書</li></ul>

## 4 申請書の提出時期と支給時期

毎月15日までに申請した場合は、翌月の20日以降に支給します。

16日から月末までに申請した場合は、翌月の月末以降に支給します。

**※出産年月日から2年以内に申請がない場合は、時効により給付が受けられません。**

**【お問い合わせ先】相模原市 国民健康保険コールセンター**

**電話：042-707-8111** (FAX：042-751-5444)

運営時間：月曜日～金曜日(祝日等を除く) 午前8時30分～午後5時15分  
第2、第4土曜日 午前8時30分～正午

**【担当課】相模原市役所 国保年金課 給付班**

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号